４－１　低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

（１）　消費性能基準に適合していることを示す書類がある場合（単位：円）	
ア　一戸建て住宅	5,800
イ　ア以外の建築物	
（ア）　住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,800
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,800
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	94,700
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	119,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	148,000
（イ）　非住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,300
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,500
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,600
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,300
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	188,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	235,000

（２）　消費性能基準に適合していることを示す書類がない場合（単位：円）	
ア　一戸建て住宅	
誘導仕様基準による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,200
仕様・計算併用法による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	30,100
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,200
標準計算法による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,900
イ　ア以外の建築物	
（ア）　住宅部分	
誘導仕様基準による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	183,000
仕様・計算併用法による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	354,000
標準計算法による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	390,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	449,000
（イ）　非住宅部分	
モデル建物法による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	434,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	509,000
標準入力法等による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	266,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	431,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	615,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	758,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	896,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,020,000

４－２　低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

令和7年4月1日

（１）　消費性能基準に適合していることを示す書類がある場合（単位：円）	
ア　一戸建て住宅	4,100
イ　ア以外の建築物	
（ア）　住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,700
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	37,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,500
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	83,500
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	103,000
（イ）　非住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	13,800
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,200
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,100
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	104,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	132,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	165,000

（２）　消費性能基準に適合していることを示す書類がない場合（単位：円）	
ア　一戸建て住宅	
誘導仕様基準による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,300
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,100
仕様・計算併用法による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	21,100
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,300
標準計算法による場合	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	28,300
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	31,500
イ　ア以外の建築物	
（ア）　住宅部分	
誘導仕様基準による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,800
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,500
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	84,800
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	127,000
仕様・計算併用法による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	42,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	70,500
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	122,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	213,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	248,000
標準計算法による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	56,800
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,600
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	161,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	231,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	273,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	314,000
（イ）　非住宅部分	
モデル建物法による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,600
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	91,100
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	193,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	253,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	304,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	357,000
標準入力法等による場合	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	531,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	627,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	715,000

備考　低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、別表（４）の部１の項（１）のア若しくは（２）のア又は同部２の項（１）のア若しくは（２）のアに掲げる額とする。